

(2) 個別の教育支援計画の活用 ～いつ活用するのか？どうやって活用するのか？～



「個別の教育支援計画を活用していますか？」とよく言われますが、どこまでやったら、「活用した」と言っているの？

(a) 「個別の教育支援計画」の活用にあたって

平成29年7月に示された「小学校学習指導要領解説総則編」「中学校学習指導要領解説総則編」では、次のように述べられています。(高等学校においても同様の趣旨の記載があります。)

個別の教育支援計画の活用にあたっては、例えば、

- ① 就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、
- ② 進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、
- ③ 就学前から就学时、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切である。

その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、**保護者の同意を事前に得るなど**^{*1}個人情報の適切な取り扱いに十分留意することが必要である。

* 丸数字及び下線、太字は、本資料作成にあたって福島県特別支援教育センターにおいて追記

(b) 活用に関する具体例

実際に活用している例をいくつか挙げてみます。



学校

【活用例】

- 就学前や就学时に
 - 年度末の教師間での引き継ぎで
 - 進学先への引き継ぎで
 - （授業参観時に）保護者との個別懇談で
 - 4月の校内委員会等で
 - 本人・保護者との支援内容の設定と確認に際して
 - 校内委員会で、支援が必要な児童生徒を把握し、継続的な支援につなげる時に
 - 具体的な支援について・・・学習面で（授業中、テスト等）、生活面で、支援体制面で
 - 定期的な支援内容の評価（毎学期、前期・後期、年1回等）と改善に際して
 - 関係機関との連携で
- 等

活用場面は様々ですが、支援の目的や教育的支援内容など、切れ目のない支援に生かしていきましょう。

* 1 文部科学省「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日）では、「早期からの一貫した支援のためには、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められる」としている。

本人・保護者

「個別の教育支援計画」を保護者も持つておくことで（原本又はコピー等）、関係機関の利用等で活用でき、本人への切れ目のない支援が実現できます。

【活用するメリット】

- 本人や保護者が自分自身の考えを整理できる。
- 学校や関係機関に対して必要な支援を伝えやすくなる。
- 学校や関係機関と確認することで、話し合いが進めやすくなる。
- 学校や関係機関で引き継がれることで、切れ目のない支援を受けることができる。
- 合理的配慮の申し出の資料にできる。
- 入試（中学校、高等学校、大学等）の際の配慮申請等の資料にできる。

【活用例】

- 就学、進級・進学時の相談等で
- 福祉サービス利用の際に
- 学校や関係機関と必要な支援について話し合う際に
- 出願の際、配慮申請の資料として



関係機関

【活用するメリット】

- 本人・保護者の願い、目標等を確認できる。
- 学校や関係機関が行っている支援等を確認できる。
- 願いや目標に応じた、よりよい支援内容を検討できる。
- 本人・保護者、学校、関係機関と共通理解を図ることができる。



【活用例】

- 本人・保護者、学校、関係機関と必要な支援について話し合う際の資料に
- 関係機関への引き継ぎの資料に（本人・保護者の了解を得た上で）
- 本人・保護者の願い、目標等の確認やよりよい支援の検討に

**支援の目的や教育的支援の内容の設定・伝達・実施とともに
就学前から就学時、そして進学先に引き継ぐ
これが活用です！**